

令和 7 年度

教育に関する事務の管理及び執行の
状況の点検及び評価の結果報告書
(令和 6 年度実施事業)

令和 7 年 12 月
行方市教育委員会

はじめに

教育委員会制度は、教育の政治的中立性、継続性・安定性の確保や、地域住民の意向の反映を図るため、地方教育行政の基本的な制度として重要な役割を果たしてきました。

このような中、平成 20 年 4 月の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、教育委員会の責任体制を明確にし、効果的な教育行政に資するとともに、住民への説明責任を果たすことを目的に、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検・評価を行うことが義務付けられました。また、平成 27 年 4 月の法改正においては、地方教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携の強化など、教育委員会がその職責を果たすことがますます求められています。

本市教育委員会においても、教育委員会制度改革に伴い、教育長を代表とする新体制に移行し、総合教育会議などを通じて、市長と教育委員会とのより一層の連携強化を図っているところです。

また、行方市総合戦略の基本方針を受け、「行方市教育大綱」を改訂し、その具体的な施策として「学校教育プラン」、「生涯学習推進計画」、「スポーツ推進計画」の 3 つの柱を立て、教育、生涯学習、スポーツを通した人材育成など持続的に発展する行方市を目指し、各種施策を推進しています。

本報告書では、令和 6 年度に本市教育委員会が実施した施策のうち主要 20 事業について、外部評価委員である行方市教育行政評価委員会委員のご意見等をいただきながら、点検・評価を行った結果をとりまとめました。この報告書につきましては、行方市議会への報告や市民への公表を行うことにより、本市教育委員会の取組について多くの市民の皆さんに知っていただくとともに、本市の教育行政へのご理解、ご協力をいただく機会となることを期待しております。

教育委員会としましては、この点検・評価の結果及びいただいたご意見等を事業の改善に役立て、計画的かつ効果的な教育行政を推進してまいります。

令和 7 年 12 月

行方市教育委員会

目 次

| | | |
|-----|-------------------|----|
| I | 点検及び評価制度の概要 | 1 |
| II | 教育委員会の活動状況 | 3 |
| III | 教育委員会事務局の組織及び事務分掌 | 12 |
| IV | 点検及び評価の結果 | 18 |
| V | 教育行政評価委員会委員の意見 | 21 |

I 点検及び評価制度の概要

この点検及び評価は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第26条の規定に基づき実施するものです。同条では、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行うことが義務付けられています。また、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表することになっています。

(1) 目的

教育委員会が、教育に関する事務の管理及び執行状況を点検・評価することにより、効果的な教育行政の推進に資するとともに、市民への説明責任を果たすことを目的としています。

(2) 対象事業

本年度の点検及び評価の対象事業は、行方市総合戦略書体系分野別に、令和6年度に実施した事業のうち主要な事業を選定しました。

(3) 学識経験者の知見の活用

教育委員会事務局が行った点検・評価(自己評価)の内容について、行方市教育行政評価委員会設置要項(平成20年行方市教育委員会告示第3号)第3条の規定に基づき委嘱した委員3名から意見を聴き、事業の総合評価を行いました。

○行方市教育行政評価委員会委員

田辺 光博 氏(委員長)

阿須間 京子 氏

大久保 祐文 氏

«参考»

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(抜粋)

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務(前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務(同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。)を含む。)の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

行方市教育行政評価委員会設置要項(抜粋)

(設置)

第1条 教育に関する主要施策の点検及び評価並びにこれらの進捗状況等について意見を述べるため、行方市教育行政評価委員会(以下「委員会」という。)を設置する。
(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 教育に関する主要施策の点検及び評価について、評価の公正性及び客観性の向上を図るための意見を述べること。
 - (2) 教育に関する主要施策の進捗状況等について報告を受け、意見を述べること。
- (組織)

第3条 委員会の委員(以下「委員」という。)は、教育に関し学識経験を有する者3人以内とし、行方市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が委嘱する。

II 教育委員会の活動状況

1 行方市教育委員会名簿(令和7年4月1日現在)

| 職　名 | 氏　名 | 就任年月日 | 現任期 |
|---------------|--------|-----------|------------------------------|
| 教育長 | 柏葉 伸一郎 | 令和6年4月1日 | 令和6年4月1日から 令和9年3月31日まで |
| 委員 (職務代理者) | 大崎 あい子 | 令和元年12月1日 | 令和5年12月1日から 令和9年11月30日まで |
| 委員 | 明石 延之 | 令和2年4月1日 | 令和6年4月1日から 令和10年3月31日まで |
| 委員 | 久米 雅文 | 令和3年12月1日 | 令和3年12月1日から 令和7年11月30日まで |
| 委員 | 小野口 和章 | 令和6年12月1日 | 令和6年12月1日から 令和10年11月30日まで |

2 令和6年度 教育委員会の会議状況

◇令和6年第4回定例会

日時：令和6年4月25日（木）

場所：行方市役所 北浦庁舎 第2会議室

〔議題〕

| 議案等番号 | 案件名 | |
|-----------------------|--|--------------------|
| 議案第16号 | 行方市立学校における学校運営協議会（コミュニティ・スクール）に関する規則の一部を改正する規則について | |
| 教育委員会事務委任規則第2条各号以外の報告 | 1 | 就学援助費支給児童生徒の認定について |
| | 2 | 教育支援センター退室承諾について |
| | 3 | 区域外就学児童生徒の認定について |
| | 4 | 不登校児童生徒について |
| | 5 | いじめについて |
| | 6 | 教育委員会重点事業年間管理表について |
| | 7 | その他 |

◇令和6年第5回定例会

日時：令和6年5月27日（月）

場所：行方市役所 北浦庁舎 第2会議室

〔議題〕

| 議案等番号 | 案件名 | |
|-----------------------|--|--------------------|
| 報告第3号 | 専決処分の承認を求めることについて (行方市国際教育推進委員会委員の委嘱について) | |
| 議案第17号 | 行方市教育支援委員会委員の委嘱について | |
| 議案第18号 | 行方市文化財保護審議会委員の委嘱について | |
| 教育委員会事務委任規則第2条各号以外の報告 | 1 | 就学援助費支給児童生徒の認定について |
| | 2 | 就学児童生徒の指定校変更について |
| | 3 | 不登校児童生徒について |
| | 4 | いじめについて |
| | 5 | 教育委員会重点事業年間管理表について |
| | 6 | その他 |

◇令和6年第6回定例会

日時：令和6年6月25日（火）

場所：行方市役所 北浦庁舎 第2会議室

〔議題〕

| 議案等番号 | 案件名 | |
|-----------------------|-----------------------------|--------------------|
| 議案第19号 | 行方市立学校給食センター運営委員会委員の委嘱について | |
| 議案第20号 | 行方市社会教育委員の委嘱について | |
| 議案第21号 | 行方市公民館運営審議会委員の委嘱について | |
| 議案第22号 | 行方市図書館協議会委員の委嘱について | |
| 議案第23号 | 行方市文化会館運営審議会委員の委嘱について | |
| 議案第24号 | 行方市社会教育施設使用料金検討委員会委員の委嘱について | |
| 教育委員会事務委任規則第2条各号以外の報告 | 1 | 就学援助費支給児童生徒の認定について |
| | 2 | 就学児童生徒の指定校変更について |
| | 3 | 教育支援センター入室承諾について |
| | 4 | 不登校児童生徒について |
| | 5 | いじめについて |
| | 6 | 教育委員会重点事業年間管理表について |
| | 7 | その他 |

◇令和6年第7回定例会

日時：令和6年7月25日（木）

場所：行方市役所 北浦庁舎 第2会議室

〔議題〕

| 議案等番号 | 案件名 | |
|-----------------------|-----------------------------|--------------------|
| 議案第25号 | 令和7年度使用小学校及び中学校教科用図書の採択について | |
| 教育委員会事務委任規則第2条各号以外の報告 | 1 | 教育支援センター入室承諾について |
| | 2 | 区域外就学児童生徒の認定について |
| | 3 | 就学児童生徒の指定校変更について |
| | 4 | 不登校児童生徒について |
| | 5 | いじめについて |
| | 6 | 教育委員会重点事業年間管理表について |
| | 7 | その他 |

◇令和6年第8回定例会

日時：令和6年8月26日（月）

場所：行方市役所 北浦庁舎 第2会議室

〔議題〕

| 議案等番号 | 案件名 | |
|-----------------------|---|--------------------|
| 議案第26号 | 行方市文化財保護審議会委員の委嘱について | |
| 議案第27号 | 令和6年度一般会計教育費補正予算(第3号)(市議会提出議案)に同意することについて | |
| 教育委員会事務委任規則第2条各号以外の報告 | 1 | 就学児童生徒の指定校変更について |
| | 2 | 不登校児童生徒について |
| | 3 | いじめについて |
| | 4 | 教育委員会重点事業年間管理表について |
| | 5 | その他 |

◇令和6年第9回定例会

日時：令和6年9月25日（水）

場所：行方市役所 北浦庁舎 第2会議室

〔議題〕

| 議案等番号 | 案件名 |
|-----------------------|-----------------------------------|
| 議案第28号 | 行方市社会科副読本編集委員会規約の一部を改正する訓令について |
| 議案第29号 | 行方市学校教育プラン評価委員会設置要項の一部を改正する告示について |
| 議案第30号 | 行方市教育委員会委員の辞職について |
| 指名第1号 | 教育長職務代理者の指名について |
| 教育委員会事務委任規則第2条各号以外の報告 | 1 就学援助費支給児童生徒の認定について |
| | 2 特別支援教育就学奨励費の認定について |
| | 3 教育支援センター退室承諾について |
| | 4 区域外就学児童生徒の認定について |
| | 5 就学児童生徒の指定校変更について |
| | 6 不登校児童生徒について |
| | 7 いじめについて |
| | 8 教育委員会重点事業年間管理表について |
| | 9 その他 |

◇令和6年第10回定例会

日時：令和6年10月25日（金）

場所：行方市役所 北浦庁舎 第2会議室

〔議題〕

| 議案等番号 | 案件名 |
|-----------------------|--------------------------|
| 議案第31号 | 行方市立学校管理規則の一部を改正する規則について |
| 議案第32号 | 行方市教育委員会職員の育児休業の承認について |
| 教育委員会事務委任規則第2条各号以外の報告 | 1 区域外就学児童生徒の認定について |
| | 2 就学児童生徒の指定校変更について |
| | 3 就学猶予の許可について |
| | 4 不登校児童生徒について |
| | 5 いじめについて |
| | 6 教育委員会重点事業年間管理表について |
| | 7 その他 |

◇令和6年第11回定例会

日時：令和6年11月25日（月）

場所：行方市役所 北浦庁舎 第2会議室

〔議題〕

| 議案等番号 | 案件名 |
|---------------------------|---|
| 議案第33号 | 行方市学習センター条例及び行方市公民館条例の一部を改正する条例（市議会提出議案）に同意することについて |
| 議案第34号 | 令和6年度行方市一般会計教育費補正予算（第5号）（市議会提出議案）に同意することについて |
| 議案第35号 | 行方市公民館条例施行規則の一部を改正する規則について |
| 議案第36号 | 医療機関等に委託して行う結核定期健康診断精密検査実施要領の一部を改正する訓令について |
| 議案第37号 | 令和6年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果報告について |
| 教育委員会 事務委任規則第2条各号以外の報告 | 1 就学猶予の許可について |
| | 2 不登校児童生徒について |
| | 3 いじめについて |
| | 4 教育委員会重点事業年間管理表について |
| | 5 その他 |

◇令和6年第12回定例会

日時：令和6年12月25日（水）

場所：行方市役所 北浦庁舎 第2会議室

〔議題〕

| 議案等番号 | 案件名 |
|---------------------------|--------------------------------|
| 議案第38号 | 行方市教育委員会公印規則の一部を改正する規則について |
| 議案第39号 | 行方市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則について |
| 議案第40号 | 行方市立学校処務規程の一部を改正する訓令について |
| 議案第41号 | 行方市立学校指導要録等の電子化に関する取扱要綱の制定について |
| 教育委員会 事務委任規則第2条各号以外の報告 | 1 特別支援教育就学奨励費の認定について |
| | 2 区域外就学児童生徒の認定について |
| | 3 教育支援センター退室承諾について |
| | 4 教育支援センター入室承諾について |
| | 5 不登校児童生徒について |
| | 6 いじめについて |
| | 7 教育委員会重点事業年間管理表について |
| | 8 その他 |

◇令和7年第1回定例会

日時：令和7年1月27日（月）

場所：行方市役所 北浦庁舎 第2会議室

〔議題〕

| 議案等番号 | 案件名 |
|-----------------------|-------------------------------------|
| 議案第1号 | 行方市スクールバス運行に関する条例施行規則の一部を改正する規則について |
| 議案第2号 | 行方市外国語指導助手任用規則の一部を改正する規則について |
| 議案第3号 | 行方市立小・中学校非常勤講師取扱要項の一部を改正する訓令について |
| 議案第4号 | 行方市特別支援教育就学奨励費交付規則の一部を改正する規則について |
| 議案第5号 | 行方市就学援助費支給事務取扱要綱の一部を改正する訓令について |
| 議案第6号 | 行方市指定無形民俗文化財の指定に関する諮問について |
| 教育委員会事務委任規則第2条各号以外の報告 | 1 区域外就学児童生徒の認定について |
| | 2 就学児童生徒の指定校変更について |
| | 3 不登校児童生徒について |
| | 4 いじめについて |
| | 5 教育委員会重点事業年間管理表について |
| | 6 その他 |

◇令和7年第2回定例会

日時：令和7年2月25日（火）

場所：行方市役所 北浦庁舎 第2会議室

〔議題〕

| 議案等番号 | 案件名 |
|-----------------------|---|
| 報告第1号 | 専決処分の承認を求めることについて (令和6年度行方市一般会計教育費補正予算(第7号)(市議会提出議案)に同意することについて) |
| 報告第2号 | 専決処分の承認を求めることについて (令和7年度行方市一般会計教育費予算(市議会提出議案)に同意することについて) |
| 議案第7号 | 行方市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則について |
| 議案第8号 | 行方市立小・中学校非常勤講師取扱要項の一部を改正する訓令について |
| 議案第9号 | 行方市ブックスタート事業実施要項の一部を改正する訓令について |
| 教育委員会事務委任規則第2条各号以外の報告 | 1 就学援助費支給児童生徒の認定について |
| | 2 区域外就学児童生徒の認定について |
| | 3 就学児童生徒の指定校変更について |
| | 4 不登校児童生徒について |
| | 5 いじめについて |
| | 6 教育委員会重点事業年間管理表について |
| | 7 その他 |

◇令和7年第1回臨時会

日時：令和7年3月13日（木）

場所：行方市役所 北浦庁舎 第2会議室

〔議題〕

| 議案等番号 | 案件名 |
|--------|---------------------|
| 議案第10号 | 県費負担教職員の人事異動の内申について |
| 議案第11号 | 行方市教育委員会職員の人事異動について |

◇令和7年第3回定例会

日時：令和7年3月25日（火）

場所：行方市役所 北浦庁舎 第2会議室

〔議題〕

| 議案等番号 | 案件名 |
|-----------------------|--|
| 議案第12号 | 行方市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について |
| 議案第13号 | 行方市教育委員会教育長の職務代理者に関する規則の制定について |
| 議案第14号 | 行方市立学校管理規則の一部を改正する規則について |
| 議案第15号 | 行方市学齢児童・生徒の就学すべき学校指定に関する規則の一部を改正する規則について |
| 議案第16号 | 行方市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則について |
| 議案第17号 | 行方市立学校給食センタ一条例施行規則の一部を改正する規則について |
| 議案第18号 | 行方市外国語指導助手任用規則の一部を改正する規則について |
| 議案第19号 | 行方市教育委員会後援名義の使用承認に関する要綱の一部を改正する告示について |
| 議案第20号 | 行方市英語検定料補助金交付要綱の制定について |
| 教育委員会事務委任規則第2条各号以外の報告 | 1 就学援助費支給児童生徒の認定について |
| | 2 区域外就学児童生徒の認定について |
| | 3 就学児童生徒の指定校変更について |
| | 4 不登校児童生徒について |
| | 5 いじめについて |
| | 6 教育委員会重点事業年間管理表について |
| | 7 その他 |

3 その他の活動状況

◇行方市総合教育会議

○令和6年度第1回行方市総合教育会議

令和6年6月25日（火）

場所：行方市役所 北浦庁舎 第2会議室

〔付議案件〕

| 番号 | 案件名 |
|-------|------------------------------------|
| (1) | G I G Aスクール構想第2期に向けたタブレット端末の更新について |
| (2) | 国際教育推進事業の今後の計画について |
| (3)-1 | その他 行方市いじめ及び不登校の現状と課題について（報告） |
| (3)-2 | 部活動の地域移行について（報告） |

○令和6年度第2回行方市総合教育会議

令和6年11月25日（月）

場所：行方市役所 北浦庁舎 第2会議室

〔付議案件〕

| 番号 | 案件名 |
|-----|--|
| (1) | 令和6年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果報告（令和5年度実施事業）について |
| (2) | 行方市立学校給食センターの現状と今後のあり方について |
| (3) | その他 行方市いじめ及び不登校の現状と課題について（報告） |

◇学校訪問

○学力向上研修会等

◇行事等

○令和6年度入学式・入園式

令和6年4月8日(月) 小学校入学式

9日(火) 中学校入学式

10日(水) 幼稚園入園式

○令和6年度卒業式・卒園式

令和7年3月11日(火) 中学校卒業式

18日(火) 幼稚園卒園式

19日(水) 小学校卒業式

○運動会・体育祭等

令和6年5月23日(木) 小学校親善陸上記録会

6月 1日(土) 中学校体育祭

10月 5日(土) 麻生東小学校・玉造小学校・麻生幼稚園・北浦幼稚園
運動会

10月 12日(土) 玉造幼稚園運動会

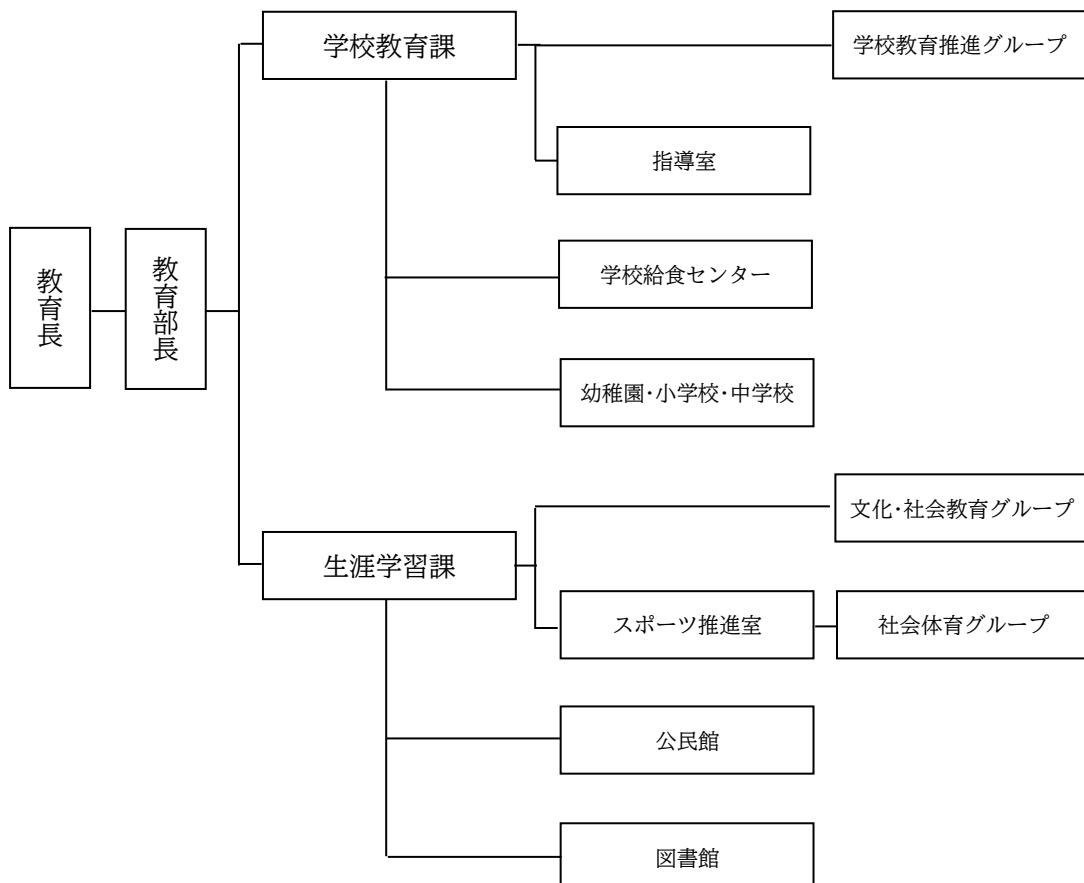
10月 19日(土) 北浦小学校運動会

10月 26日(土) 麻生小学校運動会

III 教育委員会事務局の組織及び事務分掌

1 組織図

〈令和7年4月1日現在〉



2 事務分掌

〈令和7年4月1日現在〉

| 課 | 室 | グループ | 分掌事務 |
|-------|---|------------|--|
| 学校教育課 | | 学校教育推進グループ | <p>1 事務局全体の企画・調整・行財政改革に関すること。</p> <p>2 教育委員会の会議及び教育長又は委員に関すること。</p> <p>3 条例及び教育委員会規則等の制定又は改廃に関すること。</p> <p>4 公告式に関すること。</p> <p>5 請願又は陳情の処理に関すること。</p> <p>6 公印の保管に関すること。</p> <p>7 課内事務の統合調整及び連絡推進に関すること。</p> <p>8 情報公開及び広報宣伝に関すること。</p> <p>9 ほう賞及び表彰に関すること。</p> <p>10 教育委員会所管職員(県費負担職員を除く。)の人事、身分、服務研修及び福利厚生に関すること。</p> <p>11 教育振興計画に関すること。</p> <p>12 教育行政の相談に関すること。</p> <p>13 教育行政評価に関すること。</p> <p>14 総合教育会議に関すること。</p> <p>15 人権教育に関すること。</p> <p>16 学校警察連絡協議会に関すること。</p> <p>17 幼小連携・小中一貫教育の推進に関すること。</p> <p>18 教育(行政)の調査、統計に関すること。</p> <p>19 学校及び幼稚園の調査、統計に関すること。</p> <p>20 教育予算の総合調整に関すること。</p> <p>21 課内予算に関すること。(指導室・教育支援センターの予算を含む。)</p> <p>22 学校及び幼稚園の予算指導に関すること。</p> <p>23 学校及び幼稚園の予算執行に関すること。</p> <p>24 幼稚園に関すること。</p> <p>25 通学区域の設定に関すること。(区域外就学、指定校変更)</p> <p>26 児童及び生徒の就学に関すること。</p> <p>27 特別支援教育に関すること。</p> <p>28 学齢簿の調製、整理及び保管に関すること。</p> <p>29 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関すること。</p> <p>30 児童・生徒・教職員の保健及び安全に関すること。</p> |

| | |
|-----|---|
| | <p>31 指導主事の派遣に関すること。</p> <p>32 教職員の任命, 服務, 分限, 福利厚生その他人事に関すること。</p> <p>33 教職員・任期付教職員・臨時の任用職員・県費会計年度任用職員の給与, 旅費, 退職手当及びマイナンバーに関すること。</p> <p>34 任期付, 会計年度任用職員等の任用・報酬等に関すること。</p> <p>35 学校事務の共同実施に関すること。</p> <p>36 教科用図書の採択その他教材の取扱いに関すること。</p> <p>37 スクールバスに関すること。</p> <p>38 通学路の安全確保に関すること。</p> <p>39 児童及び生徒の就学支援に関すること。</p> <p>40 國際教育推進に関すること。</p> <p>41 ICT教育推進に関すること。</p> <p>42 学校備品に関すること。</p> <p>43 物品(公用車含む。)の管理に関すること。</p> <p>44 窓口文書の収受に関すること。</p> <p>45 教育振興補助事業に関すること。</p> <p>46 教育委員会の後援名義に関すること。</p> <p>47 学校管理事務に関すること。</p> <p>48 その他学校教育に関すること。</p> <p>49 学校及び幼稚園の設置及び廃止に関すること。</p> <p>50 学校施設関係補助金に関すること。</p> <p>51 学校施設の營繕及び管理に関すること。</p> <p>52 学校施設台帳の整理に関すること。</p> <p>53 学校施設の取得の申出及び管理に関すること。</p> <p>54 学校施設に関する調査及び統計に関すること。</p> <p>55 その他学校施設の整備に関すること。</p> <p>56 教育委員会及び課の庶務に関すること。</p> |
| 指導室 | <p>1 学校教育の計画, 経営及び児童生徒の指導に関すること。</p> <p>2 学校教育内容の助言及び指導に関すること。</p> <p>3 県費負担職員の人事, 身分, 服務研修及び福利厚生に関すること。</p> <p>4 学級編制に関すること。</p> <p>5 学校教育プランに関すること。</p> <p>6 その他教育指導に関すること。</p> <p>7 学習指導要領に関すること。</p> <p>8 教育課程及び学習指導に関すること。</p> <p>9 教育研究に関すること。</p> <p>10 特別支援教育に関すること。</p> |

| | | |
|-------|-------------|--|
| | | <p>11 教育相談のこと。</p> <p>12 不登校及び問題行動対策のこと。</p> <p>13 教育指導員のこと。</p> <p>14 社会科副読本のこと。</p> <p>15 教育研修センターのこと。</p> <p>16 スクールカウンセラーのこと。</p> <p>17 その他研修のこと。</p> <p>18 幼児教育の充実のこと。</p> <p>19 幼児教育に関わる関連施設との連携のこと。</p> <p>20 幼児教育と学校教育との接続のこと。</p> <p>21 就学前及び家庭教育の充実のこと。</p> <p>22 こども家庭センター及びこども発達支援センターとの連携のこと。</p> <p>23 今後の幼稚園のあり方のこと。</p> <p>24 幼稚園教職員の資質・能力向上のこと。</p> <p>25 その他幼稚園のこと。</p> |
| 生涯学習課 | 文化・社会教育グループ | <p>1 預算の編成及び調整のこと。</p> <p>2 社会教育財産の保全管理のこと。</p> <p>3 生涯学習に関する企画及び連絡のこと。</p> <p>4 公民館・図書館事業との連携及び調整のこと。</p> <p>5 社会教育施設の設置、管理及び廃止のこと。</p> <p>6 社会教育委員及び社会教育指導員のこと。</p> <p>7 社会教育の総合計画のこと。</p> <p>8 生涯学習の推進のこと。</p> <p>9 郷土教育のこと。</p> <p>10 学校運営協議会(コミュニティ・スクール)のこと。</p> <p>11 就学前及び家庭教育の充実のこと。</p> <p>12 人権教育及び人権啓発のこと。</p> <p>13 二十歳のつどいのこと。</p> <p>14 成人教育、女性教育、高齢者教育のこと。</p> <p>15 子ども会、高校生会のこと。</p> <p>16 社会教育資料の刊行、配布のこと。</p> <p>17 社会教育の調査統計及び情報交換のこと。</p> <p>18 青少年育成のこと。</p> <p>19 社会教育関係団体の指導育成と連絡のこと。</p> |

| | | |
|-------------|--------------|---|
| | | <p>20 社会教育主事の資格認定に関すること。</p> <p>21 文化財保護審議会に関すること。</p> <p>22 文化財の調査及び研究に関すること。</p> <p>23 文化財の保護及び活用に関すること。</p> <p>24 文化財資料の収集、整理及び保存に関するこ と。</p> <p>25 文化財資料の公開に関すること。</p> <p>26 文化会館運営審議会に関すること。</p> <p>27 文化会館の運営に関すること。</p> <p>28 文化会館の施設維持管理に関すること。</p> <p>29 芸術、文化活動の振興に関すること。</p> <p>30 課の庶務に関すること。</p> |
| スポーツ 推進室 | 社会体育グ ループ | <p>1 予算の編成及び調整、決算に関すること。</p> <p>2 スポーツ推進審議会に関すること。</p> <p>3 特定非営利活動法人行方市スポーツ協会に関するこ と。</p> <p>4 スポーツ少年団に関するこ と。</p> <p>5 スポーツ推進委員及びスポーツ推進委員会に関するこ と。</p> <p>6 総合型地域スポーツクラブに関するこ と。</p> <p>7 地域スポーツ・文化クラブに関するこ と。</p> <p>8 大会及び講習会、研修会、講演会その他の集会の開催に関するこ と。</p> <p>9 スポーツの振興に関するこ と。</p> <p>10 スポーツの競技力向上に関するこ と。</p> <p>11 財産管理と保全に関するこ と。</p> <p>12 社会体育施設の整備及び設備、備品に関するこ と。</p> <p>13 社会体育施設の維持管理・運営に関するこ と。</p> <p>14 貸出月報、使用料の徴収及び現金の出納に関するこ と。</p> <p>15 学校体育施設の開放事業に関するこ と。</p> <p>16 スポーツ情報、広報及び調査研究に関するこ と。</p> <p>17 室内の庶務に関するこ と。</p> <p>18 その他社会体育に関するこ と。</p> |

○給食センター

- (1) 学校給食の献立作成及び栄養指導
- (2) 学校給食用物資の購入、検収及び管理
- (3) 学校給食の調理及び運搬
- (4) 学校給食に関する経理
- (5) 施設の管理点検・整備
- (6) 職員等及び調理場内の衛生管理
- (7) その他学校給食の運営に必要な業務

○公民館

- (1) 定期講座を開設すること。
- (2) 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。
- (3) 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。
- (4) 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。
- (5) 各種の団体、機関等の連絡を図ること。
- (6) その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。

○図書館

- (1) 図書館資料の収集、整理及び保存
- (2) 図書館資料の貸出し
- (3) 読書案内及び読書相談
- (4) 参考業務
- (5) 読書会、研究会、講演会及び資料展示会の主催及び奨励
- (6) 図書館施設の提供
- (7) 図書館事業の広報宣伝
- (8) 学校、公民館その他の機関との連絡及び協力
- (9) 市内学校図書館との提携
- (10) 図書館資料の図書館間相互貸借
- (11) 読書団体との連絡及び協力
- (12) 前各号に掲げるもののほか、図書館の目的達成のために必要な事業

IV 点検及び評価の結果

1 本年度の対象事業を行方市総合戦略の分類(下表)により記載しました。

令和7年度教育行政評価(令和6年度実施)対象事業一覧

| 重点プロジェクト | 施 策 | 事 業 名 | 担当課 |
|---------------------|--------------------------------------|---------------------------|-------|
| みんなで育む プロジェクト | 確かな学力・豊かな 心を育む教育の推進 | 1 魅力ある教育推進事業 | 学校教育課 |
| | | 2 教育相談事業 | 学校教育課 |
| | | 3 特別支援教育支援事業 | 学校教育課 |
| | 多文化共生社会の実現に向けた学習と地域活動の推進 ICT教育の推進 | 4 国際教育推進事業 | 学校教育課 |
| | | 5 ICT教育推進事業 | 学校教育課 |
| | | 6 二十歳のつどい事業 | 生涯学習課 |
| | | 7 霞ヶ浦帆引網漁の技術総合調査事業 | 生涯学習課 |
| | 生涯を通じた自立的な学びを支える環境整備 | 8 生涯学習事業 | 生涯学習課 |
| | | 9 文化財保護費 | 生涯学習課 |
| | | 10 団体補助事業(文化協会等) | 生涯学習課 |
| | | 11 公民館運営事業 | 生涯学習課 |
| | | 12 図書館運営費 | 生涯学習課 |
| | | 13 団体補助事業(スポーツ協会・スポーツ少年団) | 生涯学習課 |
| 健康で文化的なまち プロジェクト | 健康づくりと連携した地域でのスポーツ活動の充実 | 14 社会体育振興事業 | 生涯学習課 |
| 住みやすい地域 プロジェクト | 持続可能な公共施設・ インフラの整備 | 15 学校施設管理費(小学校) | 学校教育課 |
| | | 16 学校施設管理費(中学校) | 学校教育課 |
| | | 17 幼稚園施設管理費 | 学校教育課 |
| | | 18 給食センター運営事業 | 学校教育課 |
| | | 19 文化会館維持管理事業 | 生涯学習課 |
| | | 20 体育施設管理事業 | 生涯学習課 |

※ 2つ以上のプロジェクトに関連する事業については、教育行政評価の観点から上記いずれかの分類に区分させていただきました。

2 事務事業評価シートにより、対象事業ごとに「実施の経緯・実績」「問題点」「対応策」「今後の進め方」について担当課が記載しました。

3 学識経験者に、「必要性」「有効性」「効率性」「達成度」の4つの評価項目に基づき、今後の事業の方向性を定量的指標とともに「拡大」「継続」「改善」「縮小」「完了・休廃止」の5段階の評価区分で点検・評価を行っていただきました。学識経験者からいただいた意見については、「教育行政評価委員会の意見」にまとめて記載しました。

| 評価区分 | 内 容 | 委員からの総合評価(%) (必要性・有効性・効率性・達成度) |
|--------|--------------|-----------------------------------|
| 拡 大 | 規模の拡大が適当な事業 | 85%以上 |
| 継 続 | 継続実施が適当な事業 | 75%程度 |
| 改 善 | 手法等の改善を要する事業 | 50%程度 |
| 縮 小 | 規模の縮小が適当な事業 | 25%程度 |
| 完了・休廃止 | 事業の休止が適当な事業 | 15%以下 |

4 事業別評価結果

| 事業名 | 評価結果 | | | | |
|---------------------------|------|----|----|----|--------|
| | 拡大 | 継続 | 改善 | 縮小 | 完了・休廃止 |
| | 大 | 続 | 善 | 小 | |
| 1 魅力ある教育推進事業 | | ● | | | |
| 2 教育相談事業 | | ● | | | |
| 3 特別支援教育支援事業 | | ● | | | |
| 4 國際教育推進事業 | | ● | | | |
| 5 I C T教育推進事業 | | ● | | | |
| 6 二十歳のつどい事業 | | ● | | | |
| 7 霞ヶ浦帆引網漁の技術総合調査事業 | | ● | | | |
| 8 生涯学習事業 | | ● | | | |
| 9 文化財保護費 | | ● | | | |
| 10 団体補助事業(文化協会等) | | ● | | | |
| 11 公民館運営事業 | | ● | | | |
| 12 図書館運営費 | | ● | | | |
| 13 団体補助事業(スポーツ協会・スポーツ少年団) | | ● | | | |
| 14 社会体育振興事業 | | ● | | | |
| 15 学校施設管理費(小学校) | | ● | | | |
| 16 学校施設管理費(中学校) | | ● | | | |
| 17 幼稚園施設管理費 | | ● | | | |
| 18 給食センター運営事業 | | ● | | | |
| 19 文化会館維持管理事業 | | ● | | | |
| 20 体育施設管理事業 | | ● | | | |

V 教育行政評価委員会委員の意見

令和7年度事務事業評価シート 目次 (令和6年度事後評価)

| | | |
|---------------------------|------------------|------|
| 1 魅力ある教育推進事業 | ・・・・・・・・・・・・・・・・ | P.22 |
| 2 教育相談事業 | ・・・・・・・・・・・・ | P.23 |
| 3 特別支援教育支援事業 | ・・・・・・・・・・・・ | P.24 |
| 4 國際教育推進事業 | ・・・・・・・・・・・・ | P.25 |
| 5 I C T教育推進事業 | ・・・・・・・・・・・・ | P.26 |
| 6 二十歳のつどい事業 | ・・・・・・・・・・・・ | P.27 |
| 7 霞ヶ浦帆引網漁の技術総合調査事業 | ・・・・・・・・ | P.28 |
| 8 生涯学習事業 | ・・・・・・・・ | P.29 |
| 9 文化財保護費 | ・・・・・・・・ | P.30 |
| 10 団体補助事業(文化協会等) | ・・・・・・・・ | P.31 |
| 11 公民館運営事業 | ・・・・・・・・ | P.32 |
| 12 図書館運営費 | ・・・・・・・・ | P.33 |
| 13 団体補助事業(スポーツ協会・スポーツ少年団) | ・・・・ | P.34 |
| 14 社会体育振興事業 | ・・・・・・・・ | P.35 |
| 15 学校施設管理費(小学校) | ・・・・・・・・ | P.36 |
| 16 学校施設管理費(中学校) | ・・・・・・・・ | P.37 |
| 17 幼稚園施設管理費 | ・・・・・・・・ | P.38 |
| 18 給食センター運営事業 | ・・・・・・・・ | P.39 |
| 19 文化会館維持管理事業 | ・・・・・・・・ | P.40 |
| 20 体育施設管理事業 | ・・・・・・・・ | P.41 |
| 評価及び意見のまとめ | ・・・・・・・・ | P.42 |



| No. | 担当課 | 事業名 | R7予算 (千円) | R6予算 (千円) | 担当者からの説明 | 課題、対応策、今後の進め方 (担当課) | 教育行政評価委員の意見 |
|-----|-------|------------|--------------|--------------|--|--|--|
| 1 | 学校教育課 | 魅力ある教育推進事業 | 878 | 925 | <p>行方市学校教育プラン（第4期）は3つのプラン方針に基づいて、「学力向上、豊かな心の育成、いじめ、長欠・不登校対策、特別支援教育の充実、幼児教育の充実、基本的な生活習慣の定着、健康安全教育の充実」の6つの重点施策が設置されている。行方市学校教育プランの実現を目標として、各校のグランドデザインに掲載されている、学校教育目標、組織目標と連鎖・連動させながら魅力ある学校づくりを推進していくことを目的とする。</p> <p>「魅力ある教育推進事業」における「学力向上」「豊かな心」「いじめ、長欠・不登校対策」「特別支援教育」「幼児教育」「基本的な生活習慣の定着」の6つの重点施策への取組では、校長、教頭、教務主任、生徒指導主事等への研修会をとおした指導助言、大学教授、文部科学省調査官、特別支援教育の専門家等、多様な講師を招聘した研修会の開催、行方市授業研究会の実施等は、参加者にとって学びある研修会となり、参加者一人一人の資質能力の向上、人材育成につながるとともに、各学校の魅力ある教育活動の質の向上につながった。</p> | <p>誰一人取り残さない、個別最適な学び、協働的な学びを推進・充実させること、人材確保・人材育成を一体的に実施し、資質能力の向上、組織の活性化を図ること、教職員の研修の質的向上を図ること、教職員の働きやすさ、働きがいを創出することなどが求められている。</p> <p>今後は、人的・物的な支援要請を県へ働きかけていくこと、働き方推進委員会の推進・充実を図り、働きやすさ、働きがいを創出すること、教職員の資質能力の向上を図るために、目的性、必要性ある研修を実施していく。</p> | <p>行方市学校教育プラン（第4期）は3つのプラン方針に基づいて、「学力向上」「豊かな心」「いじめ、長欠・不登校対策」「特別支援教育」「幼児教育」「基本的な生活習慣の定着」の6つの重点施策への取り組みを通して、魅力ある学校づくりを推進するものである。</p> <p>「誰一人取り残さない教育」の実現に向けた、個別最適な学びの充実のため、市独自の人員の確保（特別支援教育支援員・非常勤講師、ALTの複数配置）は大いに評価でき、また、不登校児童生徒の発生率は令和5年度実績「小:1.8% 中:6.5%」から令和6年度実績「小:1.2% 中:3.5%」と減少しており、その実績は各学校・各担任の努力のたまものと言える。</p> <p>各種目標値の達成とあわせて、学校の働き方、「働きやすさ」を実現する改革についても、各学校で様々な工夫が行われ、成果がうかがわれる。</p> <p>今後も、魅力ある学校づくりの実現に邁進しつつ、教員の「働きがい」や「教師力」、「使命感」の育成に結びつく、実践的かつ実務的な人材育成の取組の推進や、学校における主体的研修の予算確保に努めていただきたい。</p> |

【今後の方向性】〈必要性・有効性・効率性・達成度〉

拡大(85%以上) 継続(75%) 改善(50%)
縮小(25%) 完了・休廃止(15%以下)

| No. | 担当課 | 事業名 | R7予算 (千円) | R6予算 (千円) | 担当者からの説明 | 課題、対応策、今後の進め方 (担当課) | 教育行政評価委員の意見 |
|-----|-------|--------|--------------|--------------|---|---|---|
| 2 | 学校教育課 | 教育相談事業 | 19,868 | 18,279 | <p>小学校及び中学校における生徒指導・教育支援の充実を図るため、教育相談員を設置するもの。また、不登校の子ども達が安心して過ごすことができる居場所づくりのため、教育支援センター「ポプラ」を設置する。</p> <p>児童生徒及び保護者からの教育相談に応じ、その他教職員からの生徒指導に関する相談にも応じる。</p> <p>平日日中、「教育支援センター「ポプラ」」に入室する不登校児童・生徒の指導にあたるとともに、定期的に学校訪問を実施。</p> <p>平成30年度に玉造公民館から旧津澄小学校の2階に場所を移動し「適応指導教室「ポプラ」」から「教育支援センター「ポプラ」」に改称した。</p> <p>開所日を週4日から週5日とし、不登校に限定しない様々な教育相談・支援を行っている。</p> | <p>教育支援センター「ポプラ」のような居場所を必要とする児童生徒は一定数おり、その子ども達への丁寧な対応を維持するためには、現在の人員数では限界がある。</p> <p>未然防止及び改善のためには、子ども達のケアだけではなく、保護者への相談対応・心ケア・情報交換の機会等、今以上の対応が必要となるため、業務内容の見直し・改善が必要。また、専門家を置き、子供の多様性に応じる必要がある。</p> <p>必要事務、作業の整理や見直しを実施し、ポプラに来た相談者、来室児童生徒への対応を第一に考えた事務を行う。</p> <p>要請に応じて、公認心理師による家庭訪問を実施し、児童生徒・保護者の心身のケアの充実、学校生活に不安のある児童生徒の早期発見と未然防止に努める。</p> | <p>全国的に不登校児童生徒が増加する中、本市は「教育支援センター「ポプラ」」を設置し、不登校に限定しない様々な教育相談・支援を行っている。</p> <p>具体的には、相談員が定期的に学校を訪問し、児童生徒及び保護者からの相談のほか、教職員からの生徒指導の相談にも応じている。令和5年度からは、公認心理士を招いた月一回の保護者会を実施することで、不安等を表出できる場を設定した。</p> <p>また、ポプラが自宅から遠くで通うことが難しい生徒もいることを踏まえ、令和7年度からは、市立中学校3校で校内フリースクールを立ち上げ、自己決定を促す取組や自己有用感を高める環境づくり、個に応じた支援の工夫など、自立に向けた対応を充実させている。</p> <p>子どもたちが将来に向けて希望をもち、自立した社会生活を送れるように、今後も教育支援センターの活動のより一層の充実を図っていただきたい。</p> |

【今後の方向性】〈必要性・有効性・効率性・達成度〉

拡大(85%以上) 継続(75%) 改善(50%)
縮小(25%) 完了・休廃止(15%以下)

| No. | 担当課 | 事業名 | R7予算 (千円) | R6予算 (千円) | 担当者からの説明 | 課題、対応策、今後の進め方 (担当課) | 教育行政評価委員の意見 |
|-----|-------|------------|--------------|--------------|--|--|---|
| 3 | 学校教育課 | 特別支援教育支援事業 | 75,167 | 61,734 | <p>子ども一人一人の教育的ニーズに応じた支援を保障するために随時教育相談や就学相談を行い、本人・保護者に十分な情報提供を行う必要があるため、特別支援教育相談員を配置する。</p> <p>インクルーシブ教育の推進や障害者差別解消法の制定により、より一層の合理的配慮が必要になっている。</p> <p>本人・保護者・市教委・学校等が連携し、教育的ニーズと必要な支援について合意形成を図っていくことが重要である。</p> <p>障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加を見据え、一人一人の教育的ニーズに的確に応えることで、もてる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため適切な指導及び必要な支援を行う。</p> | <p>特別支援学級在籍者数の増加、支援学級に在籍していない配慮の必要な児童の増加、肢体不自由等の配慮の必要な児童生徒は多く、支援員のニーズは高まっているため、支援員を増員していく。支援員の待遇をさらに改善し、支援員を確保する。</p> <p>こども課と連携し、相談員が公認心理師とともに市内保育園、認定こども園、幼稚園等へ巡回訪問し、早期からの実態把握を行い、就学先決定に役立てる。相談員による支援員の研修等を行い支援員のスキルアップを図る。</p> <p>配慮の必要な児童・生徒への持続的な支援が実現されるよう、支援員の抱える課題（困り感）を共有することで、特別支援教育支援員の孤立を防ぎ、障害のある児童生徒への持続的かつ包括的な支援を実現する。</p> | <p>本事業は、発達障害を含めた障害のある児童生徒に対し、一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じた指導及び支援を行うことを目的としている。</p> <p>各種委員会の充実や、各校における支援員の増員、相談員の配置等は、児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた支援の充実はもとより、市内教職員の負担軽減にもつながっている。</p> <p>今後も、障害のある児童生徒等の自立や社会参加を見据え、一人一人が生活や学習上の困難を改善又は克服できるように、適切な指導及び必要な支援を期待するが、支援をさらに充実させるためには、相談員による支援員の研修等を行い支援員のスキルアップを図ることも必要である。</p> |

【今後の方向性】〈必要性・有効性・効率性・達成度〉

拡大(85%以上) 継続(75%) 改善(50%)
縮小(25%) 完了・休廃止(15%以下)

| No. | 担当課 | 事業名 | R7予算 (千円) | R6予算 (千円) | 担当者からの説明 | 課題、対応策、今後の進め方 (担当課) | 教育行政評価委員の意見 |
|-----|-------|----------|--------------|--------------|--|---|-------------|
| 4 | 学校教育課 | 国際教育推進事業 | 86,200 | 58,903 | <p>学習指導要領に掲げられた外国語活動及び外国語の目標（①実際のコミュニケーションにおいて活用できる技能の修得及び体験、②自分の考えなどを伝え合う力及びその素地の涵養、③主体的に外国語を用いてコミュニケーションを図ろうとする態度の涵養）を踏まえ、市内の小中学校へのALT（外国语指導助手）の配置、英語を用いてコミュニケーションを図る機会の創出等を通じて、聞く力、話す力といった実践的な英語能力の育成を図る。</p> <p>外国の学校との交流やALTを活用した事業を実施することにより、異文化を知り、受け入れ、国際社会で主体的に行動するために、必要と考えられる態度能力を育成する。</p> | <p>中学生海外派遣研修事業については、令和3年度から令和5年度までは実施が難しいことから、代替事業として中学生異文化体験研修事業を実施した。</p> <p>参加者の自己負担額を全ての家庭が支払えるわけではないことから、参加できる生徒とそうでない生徒との間での学習機会の公平性が確保されていないという指摘がある。また、事業実施する場合に生じる極めて多量の事務負担は大きな課題である。</p> <p>今後も国際教育推進委員会にて策定した「行方市国際教育推進計画」に基づき事業を実施していく。</p> <p>令和6年度は、ALTが市内の全小中学校に配置されたことにより、英語をより身近に感じ、ネイティブの発音に触れる機会が増えた。特に中学生には、「GIGAスクール構想」における「1人1台端末」の実現により、令和6年度から、生徒と外国人講師が1対1で行うオンライン英会話事業が開始され、今後、中学生の英語力向上が期待される。</p> <p>再開したオーストラリアへの海外派遣についても大いに期待し、人材・経済面・将来性を加味した人物選出で少数精銳の事業として実現してもらいたいという評価の一方で、参加できる生徒とそうでない生徒との間で学習機会の公平性が確保されていないという指摘もあること、事業実施時に生じる極めて多量の事務負担、参加者の安全確保など、大きな課題がある。実施には十分な検討をすることが必要であろう。</p> | |

【今後の方向性】〈必要性・有効性・効率性・達成度〉

拡大(85%以上) 継続(75%) 改善(50%)
縮小(25%) 完了・休廃止(15%以下)

| No. | 担当課 | 事業名 | R7予算 (千円) | R6予算 (千円) | 担当者からの説明 | 課題、対応策、今後の進め方 (担当課) | 教育行政評価委員の意見 |
|-----|-------|-----------|--------------|--------------|---|---|---|
| 5 | 学校教育課 | ICT教育推進事業 | 282,242 | 74,841 | <p>ICTを活用した「個別最適な学び」「協働的な学び」の実現を図り、子供たちの学びを保障し、教育におけるDXを推進するとともに、「GIGAスクール構想」の実現を中心として、学校教育の情報化の推進に関する法律、行方市教育大綱、学校教育プランに位置付けられたICT活用を推進している。</p> <p>新型コロナウイルス感染拡大を契機として国全体でデジタル化が推進されている状況において、本市がデジタル化を進めていく上でも、次世代を担う小中学生及びその育成に携わる教職員がICTを積極的効果的に活用できる環境を継続的に整備していくことは必要不可欠であり、また、将来世代への投資としても本事業の目的内容は十分公益にかなうものである。</p> | <p>ICT機器を今後はどのように恒常的に活用するか、教員の個々のICT活用スキルにより児童生徒の学習内容に差が発生してしまう恐れがある。人的支援の充実を図るとともに、並行して、令和4年度に導入した統合型校務支援システムの効果的な活用を行うことで教員が子供に向き合う時間、自己研鑽する時間を確保し、改善向上のサイクルを推進する。</p> <p>GIGAスクール運営支援センターや学校DX支援リーダー、ICT支援員の利活用を進め、本市のICT教育にとって、最適な環境整備を進めていく。</p> <p>また、市立幼稚園や教育支援センターにおいてもインターネット環境を活用したICT教育推進を図っていく。</p> | <p>本事業は、ICTを活用した「個別最適な学び」「協働的な学び」の実現を図り、子どもたちの学びを保障し、教育におけるDXを推進することを目的としている。</p> <p>国が策定した「教育のICT化に向けた環境整備5か年計画（H30～R6年度まで延長）」に対し、本市もこの目標を達成するために事業を推進し、その結果、計画において措置されているICT環境の水準（指導者用PC1人1台、統合型校務支援システム整備、インターネット・無線LAN整備等）をすべて達成することができた。</p> <p>2030年からの次期学習指導要領では、小学校段階における「情報」領域の本格導入や、中学校における新しい技術教科で情報活用能力が強化されるなど、情報活用能力の育成がより明確に位置づけられる。5年後を見越した、教員の技能向上のための研修の充実、ICT機器整備の充実はもとより、児童生徒への指導・支援の強化や教員の負担軽減のための支援員の増員、配置の強化を進めるための準備、予算の確保に努めていただきたい。</p> |

【今後の方向性】〈必要性・有効性・効率性・達成度〉

拡大(85%以上) 継続(75%) 改善(50%)
縮小(25%) 完了・休廃止(15%以下)

| No. | 担当課 | 事業名 | R7予算 (千円) | R6予算 (千円) | 担当者からの説明 | 課題、対応策、今後の進め方 (担当課) | 教育行政評価委員の意見 |
|-----|-------|---------------|--------------|--------------|---|--|--|
| 6 | 生涯学習課 | 二十歳のつどい 事業 | 990 | 893 | <p>少子化や若者の地元離れが問題となる中で、「新たな価値を創造し、郷土と社会の未来を切り拓く人間」を育成するために、参加者の地域への愛着を強化し、地域社会の活性化につなげる。</p> <p>実行委員が企画・運営・準備等を行うことで、すべての参加者が二十歳の節目を祝福激励し、また、大人としての自覚を促進させて、責任ある自立した大人として、より良い地域社会の創造に貢献していくことを目的とする。</p> <p>実行委員会の設置及び会議の開催、二十歳のつどい記念誌の作成、式典の内容や限られた予算の中で実施できる企画を実行委員が考え、アトラクションを実施している。</p> | <p>進学や就職により市外へ転出している若者が多く、いかに行方市の魅力を伝えていき、将来的にも地元と関わっていきたいと思えるPR活動を行っていくことが必要であり、参加者へリーフレット等を配布する。</p> <p>地元との関わり方を考えてもらい、地元での生活や就職を考えるきっかけとする。</p> <p>若者が地域に親しみを感じ、誇りを持つ契機となるよう、実行委員による式典運営や参加者が主体的に関わるアトラクションの企画を行う。</p> <p>警備員の増員や適切な配置、警察との連携により、安全に式典が開催されるよう対応を強化する。</p> | <p>二十歳のつどい事業は、大人の社会へ仲間入りを果たした若者が、これから地域社会の担い手として貢献していくことを目指して、二十歳の節目を祝福・激励し、責任の自覚や大人としての自立の促進を図るため、自分たちの手で開催するものである。法律の一部改正により18歳成人となつたが、本市ではこれまで通り、当該年度に20歳を迎える若者を対象として式典を開催し「二十歳のつどい」として実施している。</p> <p>本市で生まれ育った若者たちの「地元を大事にしていくこう」、「地元に関わっていこう」とする意識の高揚に向け、本市の魅力（特色ある産業や観光の振興、将来に向けた政策等）を伝えるPR活動の充実のための部局とのさらなる連携・強化を進めていただきたい。インスタグラムなどで地元行方市の神社仏閣や行事を発信している方々がいる。その紹介などを「二十歳のつどい」で案内することも良い方法と思われる。</p> |

【今後の方向性】〈必要性・有効性・効率性・達成度〉

拡大(85%以上) 継続(75%) 改善(50%)
縮小(25%) 完了・休廃止(15%以下)

| No. | 担当課 | 事業名 | R7予算 (千円) | R6予算 (千円) | 担当者からの説明 | 課題、対応策、今後の進め方 (担当課) | 教育行政評価委員の意見 |
|-----|-------|-------------------|--------------|--------------|---|---|--|
| 7 | 生涯学習課 | 霞ヶ浦帆引き網漁の技術総合調査事業 | 100 | 780 | <p>帆引き船の操業者の高齢化が進むなか、その技術を保存するための後継者育成が今後の課題となっていることを受けて、操業技術や風や地形を読む知識などについて、報告書及び映像製作による記録化を図る。また、地域固有の文化資源として保存活用していく上でも、その文化財的価値の明確化を図る。</p> <p>令和6年度より「霞ヶ浦の帆引き網漁の技術」映像製作委員会が本格始動。3市の帆引き網漁の撮影、操業経験者へのインタビュー等を行い、「霞ヶ浦の帆引き網漁の技術」の「普及編」「概要編」「記録編」の映像資料を作製した。完成した映像資料は、文化庁をはじめ県内各市図書館に配布した。</p> | <p>令和7年度にシンポジウムを開催するにあたり、チラシ、ポスターを作成し、市役所施設や関連団体に配布する。関連団体に動員の声掛けを行う。</p> <p>土浦市、かすみがうら市の事務局と連絡を密にして実施していく。</p> | <p>本事業は、平成30年度に「霞ヶ浦の帆引き網漁の技術」が、国の「記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財」に選択されたことを受けて、行方市、土浦市、かすみがうら市の3市により技術調査を実施したもの。令和6年度には「霞ヶ浦帆引き網漁の技術」の映像資料を作製した。</p> <p>文化財的価値があり、観光資源としての価値も高い「観光帆引き船」として操業することで、技術や知識を継承していくことが期待できる。今後も3市共同で文化財・観光資源として連携していくことが望ましい。</p> <p>また、この映像資料は素晴らしいものであることから、市民への周知のため、「なめがたエリアテレビ」による放映を継続的に行うとともに、3市が連携し、NHK水戸放送局等に働きかけるなど、取り上げてもらえるとよい。小・中学校にも、周知だけでなく、データ提供し、社会科の産業学習や総合的な学習の時間の郷土資料等として活用することを望む。</p> <p>動画の作成は、本事業の目的である「伝統文化の継承の推進」、「後継者育成」を達成するための「手段」ではないかと感じている。そういった意味でも、「手段」である本動画を、目的達成のため、今後どう活用するかが大切である。本動画をその後どのように活用し、どのような成果があったか、次年度ご回答いただけたとありがたい。</p> |

【今後の方向性】〈必要性・有効性・効率性・達成度〉

拡大(85%以上) 継続(75%) 改善(50%)
縮小(25%) 完了・休廃止(15%以下)

| No. | 担当課 | 事業名 | R7予算 (千円) | R6予算 (千円) | 担当者からの説明 | 課題、対応策、今後の進め方 (担当課) | 教育行政評価委員の意見 |
|-----|-------|--------|--------------|--------------|---|---|---|
| 8 | 生涯学習課 | 生涯学習事業 | 2,997 | 4,109 | <p>地域・学校・家庭が連携し、子育ての孤立を防ぐための支援体制を構築するとともに、基本的な生活習慣の改善（朝食摂取、睡眠時間の確保、むし歯の治療率の向上等）と家庭教育力向上を図るために家庭教育支援を推進することを目的とし、以下の事業を実施する。</p> <p>「行方ふれあいスタディ」「訪問型家庭教育支援」「行方市コミュニティ・スクール」「基本的な生活習慣改善推進事業」「なめがた狂歌」「水郷美術展覧会」</p> | <p>「行方ふれあいスタディ」 地域の人材の確保、講師の高齢化と人材不足が課題であり、ホームページでの募集のほか、県内の大学へ周知している。 「訪問型家庭教育支援」 家庭教育支援員不足により、新しい人材の発掘を行っていく。 「行方市コミュニティ・スクール」 各学校に配置する推進委員や運営協議会委員、並びに地域コーディネーターの人材の確保が課題であり、地域学校協働活動を通して「地域とともにある学校づくり」を目指して、協議を進めていく。 「基本的な生活習慣改善推進事業」 市内の児童、生徒の基本的な生活習慣の改善に向けて、保護者を対象に、PTA連絡協議会と連携して、医師や大学教授を招聘した講演会を実施する。 「なめがた狂歌」 応募者が固定化されてしまっているため、なめがたエリアアテレビや市報、小中学校への事業説明など、幅広い広報活動を実施する。 「水郷美術展覧会」 応募者や運営者が高齢化しており、行政を頼らないと展覧会が実施できない状況にあるため、実施内容や実施時期について検討する。</p> | <p>「コミュニティ・スクール」については、特色ある取組の充実のため、各校への予算配当を検討していただきたい。地域における見守り・挨拶運動、授業・学校行事等への協力にあたり、委員のユニホーム等があると、「地域とともにあら」という意識がより高まるのではないか。</p> <p>「水郷美術展覧会」は、応募者や運営者の高齢化、実施内容や開催時期に課題があるということで、潮来市や事業主体の水郷美術家協会と話し合い、適切な今後の方向性を決めていていただきたい。</p> <p>多岐にわたり事業を展開しており、しかも継続して実施していくことは容易ではない。今後とも、地域・学校・家庭が連携し、子育ての孤立を防ぐための支援体制を確立し、基本的な生活習慣の改善（朝食摂取、睡眠時間の確保、むし歯の治療率の向上等）と家庭教育力向上を図るために家庭教育支援を推進していただきたい。</p> |

【今後の方向性】〈必要性・有効性・効率性・達成度〉

拡大(85%以上) 継続(75%) 改善(50%)
縮小(25%) 完了・休廃止(15%以下)

| No. | 担当課 | 事業名 | R7予算 (千円) | R6予算 (千円) | 担当者からの説明 | 課題、対応策、今後の進め方 (担当課) | 教育行政評価委員の意見 |
|-----|-------|--------|--------------|--------------|--|---|---|
| 9 | 生涯学習課 | 文化財保護費 | 12,234 | 12,937 | <p>文化財の適正な保存・活用を図るためにではなくてはならない事業である。適正な文化財保護活用事業を進めるため、以下のような取り組みを実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文化財の調査、活用等について文化財保護審議会を開催 ・埋蔵文化財の所在の確認のため現地踏査や試掘調査 ・市で所有する文化財を適正に整理・分類・保管・集約または管理 ・市で所有する古文書類の目録の作成 ・指定文化財やそれに類する歴史建造物・史跡等の案内板の設置・修繕 ・市内小学生を対象に市の考古遺物を見学できる歴史資料室の運営 ・各旧町地区の郷土文化研究会による郷土誌の発行 ・市民を対象に郷土かるた大会の実施 ・「親子でふれあいなめがためぐり」をさらにプラッシュアップさせ、より深く文化財等について学べるようなシステムに改良 ・郷土誌を含む文化財・歴史資料をデジタル化 | <p>小中学生が興味を持てるよう、文化財や歴史を学ぶきっかけづくりを検討する。</p> <p>専門職員の配置、専門機関への委託又は豊富な知識を持つボランティアの活用により、文化財の適切な保存・今後の活用等について議論を深める。</p> <p>埋蔵文化財の専門員を配置する。</p> <p>学芸員等の専門職員、調査のための人員を配置する。</p> <p>令和7年度より茅葺屋根改修に伴う補助事業の検討をする。</p> <p>郷土誌を含む文化財・歴史資料をデジタル化し、インターネット等で公開することで市内外の方々に行方市の歴史や文化を認知してもらえる機会をつくる。</p> <p>文化財保存活用地域計画策定のため協議会立ち上げの検討をしていく。</p> | <p>本事業は、当市で保管している多くの貴重な文化遺産を適切に保存・管理、かつ有効的に活用・公開し、市民の文化財への関心を高めること、またそれらを後世に伝承し、市民の文化的向上に資することを目的としている。</p> <p>限られた予算の中で、啓発活動を含め効率的に実施しており、相当な評価がされるべきであるが、専門委員がいないために、埋蔵文化財調査等に関する業務をはじめ、様々な業務が滞っていることは残念である。行方市の文化財は、貴重なものがたくさんあるため、専門委員を配置し、適正な保存・活用を図ることが期待される。</p> |

【今後の方向性】〈必要性・有効性・効率性・達成度〉

拡大(85%以上) 継続(75%) 改善(50%)
縮小(25%) 完了・休廃止(15%以下)

| No. | 担当課 | 事業名 | R7予算 (千円) | R6予算 (千円) | 担当者からの説明 | 課題、対応策、今後の進め方 (担当課) | 教育行政評価委員の意見 |
|-----|-------|-------------------|--------------|--------------|--|---|--|
| 10 | 生涯学習課 | 団体補助事業 (文化協会等) | 4,140 | 4,140 | <p>生涯学習の振興・活性化を図るには、多様な学習グループやサークルの育成活動を支援し、学習者の拡充を目指すことが必要であり、学習の成果を活用して、地域づくりの推進役になることが求められている。各社会教育関係団体の目的別、世代別等の多様な活動を支援・育成することを目的とする。</p> <p>文化協会、ボランティア団体及び青少年育成関係各団体に対し、生涯を通じた自立的な学びを支える環境整備を行うため実績に応じ補助金を交付。助金の適正な交付を図るため、明確な目的意識を持ち活発に活動できるよう指導助言を行う。</p> <p>事業補助、団体補助を通して、社会教育の振興と団体の育成を図る。コロナ禍で縮小してしまった事業を、新規事業の開拓と合わせて回復させていく。</p> | <p><文化協会></p> <p>各団体から会員費を徴収し、事務局経費に100%充てている。市民文化祭などの事業運営には、会費の一部と市補助金で運営している。また、会員の高齢化及び減少等が進んでいる。社会教育施設の使用料見直しによる、個人負担の増額が課題である。自走に向けて徐々に動きがあるため、運営等につつても指導助言を行い優良団体へ導く。</p> <p><子ども会育成連絡協議会></p> <p>事務局を5年を目途に外部(NPO等)へ移行することを提案・検討する。子ども会の合併等についても協議議題とする。</p> <p><青少年育成行方市民会議></p> <p>事務局を5年を目途に外部(NPO等)へ移行することを提案・検討する。また、地域奉仕に基づき事業計画の指導及び会議を実施し、事業内容の浸透及び明確化を行う。</p> <p><各団体共通></p> <p>社会教育施設の使用料見直しを受けて、市補助団体の減免の精査を実施し、受益者負担の原則に基づき、使用料の徴収を実施する。</p> | <p>この事業は、各社会教育関係団体の目的別、世代別等の多様な活動を支援・育成することを目的とするものである。</p> <p>文化協会では、令和3年度から補助金削減に伴い、年間会員費を増額して活動を持続させるための取組を行っているが、150を超える団体へ補助金を交付することを考慮すれば、この方法で進めていくことが適切であろう。</p> <p>子ども会育成連絡協議会と青少年育成行方市民会議の2団体については、今後事務局を外部(NPO等)へ移行することを見据えて検討の段階にあるため、スムーズに移行できるように進めてほしいところだが、子ども会がそれぞれに体をなしていない状況なのではないかと危惧する。それぞれの子ども会が、自走に向けて、取り組むことが可能か不安が残る。</p> |

【今後の方向性】〈必要性・有効性・効率性・達成度〉

拡大(85%以上) 継続(75%) 改善(50%)
縮小(25%) 完了・休廃止(15%以下)

| No. | 担当課 | 事業名 | R7予算 (千円) | R6予算 (千円) | 担当者からの説明 | 課題、対応策、今後の進め方 (担当課) | 教育行政評価委員の意見 |
|-----|-----|---------|--------------|--------------|---|--|--|
| 11 | 公民館 | 公民館運営事業 | 1,984 | 2,049 | <p>社会その他一定区域内の住民のために、実生活に即する教育、学術及び文化に関する各種事業を行い、市民の生きがいづくりの促進と生涯にわたって学ぶ機会の提供により、住民の教養の向上、健康の増進、情操の鈍化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。</p> <p>市民の生涯学習の意欲の活性化となるよう、ニーズに応じた公民館講座の開催を継続して行っていく。市全体として、市内の子供たちの豊かな芸術的感性を磨き、技術の向上を育むため、芸術作品に親しむ機会として、書初め大会、輝く未来展を継続していく。</p> | <p>新型コロナウィルス感染症の5類感染症移行により公民館施設の会議室等の利用人数の制限が撤廃されたため、幅広い世代の多くの市民に活用していただくよう、公民館施設内の図書室の利用も含め、コロナ禍前の利用人数を回復していく。</p> <p>市民の多様な生活スタイルの中から市民がより必要と考える生活課題を拾い出し、市民ニーズにあった講座の開設につとめ、学習意欲の向上を図るとともに地域住民の交流及び親睦を深め、生きがいづくりを支援する。</p> <p>令和4年12月にリニューアルしたホームページの内容の充実を図り、また利用者の利便性を向上させる。</p> <p>図書室の利用について、蔵書の見直しを行い市立図書館との連携を図り、蔵書の充実を図る。また、各図書室の特色を作り、広報誌やホームページにおいてPRしていく。</p> | <p>地域住民のために、実生活に即する教育、学術及び文化に関する各種事業を行い、市民の生きがいづくりの促進と生涯にわたって学ぶ機会を提供することにより、住民の教養の向上、健康の増進、情操の鈍化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的としている。</p> <p>このように、市民が公共施設を利用する際の利便性・快適性・安全性の向上は、行政の役割である「住民の生活の質向上」に直結している。</p> <p>高齢者や子育て世代など、多様な利用者への配慮が示されている点は、SDGs（だれ一人取り残さない）の理念に合致するとともに、地域コミュニティの活性化等にも寄与し、高く評価できる。</p> |

【今後の方向性】〈必要性・有効性・効率性・達成度〉

拡大(85%以上) 継続(75%) 改善(50%)
縮小(25%) 完了・休廃止(15%以下)

| No. | 担当課 | 事業名 | R7予算 (千円) | R6予算 (千円) | 担当者からの説明 | 課題、対応策、今後の進め方 (担当課) | 教育行政評価委員の意見 |
|-----|-----|--------|--------------|--------------|--|---|--|
| 12 | 図書館 | 図書館運営費 | 19,364 | 21,691 | <p>図書館資料を収集、整理、保存し市民の読書や学習等、多様なニーズに適したサービスを提供して、生涯学習の拠点として充実を図る。</p> <p>図書館資料収集と貸出業務、図書館外施設への配本業務、乳幼児から大人までを対象に各種事業（講座）の実施。</p> <p>並行読書を令和5年度から全小学校を対象に実施開始。</p> <p>令和5年度末の蔵書数は、市立図書館82,547点、北浦公民館図書室24,748点、麻生公民館図書室が23,354点。</p> <p>一般及び児童図書・雑誌・A V資料合計で3,969点を購入。</p> <p>事業（講座）絵本等の読み聞かせ活動や、文化的な潤いのある生活を営むための事業の実施。</p> | <p>貸出数はコロナ前と同程度となったが、利用者数が少ない状況にあるため、以下のように進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者増につながる資料収集（各種文学賞受賞作品又は映画の原作本など）の実施。 ・来館者増につながるイベント（夏休みイベント、除籍本配布会など）の実施。 ・ホームページにて児童室や学習室の利用促進の広報。 ・令和6年度は、寄付金活用事業により公民館図書室に図書・DVDを購入する。 | <p>市民の文化、教養、調査研究及びレクリエーション等に資するため、昭和56年度より事業を実施していることは大いに評価できる。</p> <p>令和6年度は、利用対象者拡大（鹿嶋市、潮来市、鉾田市追加）のための規則改正、図書館資料収集と貸出業務、図書館外施設への配本業務（小中学校その他）、乳幼児から大人までを対象に各種事業（講座）などの事業を実施できた。また、本年度に、図書システムの3館まとめての再整備を視野に入れているのは、未来の利用者を見据えた前向きな判断であると感じる。</p> <p>今後も生涯学習の拠点として、魅力ある図書館を目指して積極的に活動し、市民のニーズに応じたサービスを提供してほしい。</p> |

【今後の方向性】〈必要性・有効性・効率性・達成度〉

拡大(85%以上) 継続(75%) 改善(50%)
縮小(25%) 完了・休廃止(15%以下)

| No. | 担当課 | 事業名 | R7予算 (千円) | R6予算 (千円) | 担当者からの説明 | 課題、対応策、今後の進め方 (担当課) | 教育行政評価委員の意見 |
|-----|---------|----------------------------|--------------|--------------|---|--|---|
| 13 | スポーツ推進室 | 団体補助事業 (スポーツ協会・スポーツ少年団) | 8,072 | 8,072 | <p>広く市民の各層にわたり、スポーツ・レクリエーションの普及発展に努め、体力向上とスポーツマン精神を養い、健康にして明朗なる行方市民の育成を図ることを目的とする。</p> <p>各専門部ごとに、幅広い世代を対象としたスポーツ大会の開催や子どもたち向けのスポーツ教室を毎年度開催している。</p> <p>スポーツ指導者の育成と資質向上を目的として、講習会を実施するとともに、大会で優秀な成績を収めた個人・団体や指導者、功労者の表彰を行っている。</p> <p>令和3年度予算より、「行方市補助金等交付規則」に準じ、補助金額を補助対象経費の1/2限度とし、対象外経費を明確する等、補助金額の見直しを行った。</p> <p>令和6年度のスポーツ少年団における連盟数は次の11連盟。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バスケットボール ・バレー・ボール ・サッカー ・野球 ・ソフトテニス ・剣道 ・ハンドボール ・空手道 ・柔道 ・卓球 ・総合型スポーツ | <p>NPO法人行方市スポーツ協会の設立に伴い、各団体の助成金の見直しを行った。スポーツ協会が受託業務等の収益事業により自主運営をしていくことが望ましいことから、自主運営の意識を高めるために、各団体と連携を図っていく。各団体の活動や大会等の情報発信を行い、地域スポーツ活動の活性化を図る。スポーツ協会で運営費を生み出すための受託業務や寄付金等について検討するとともに、スポーツ協会に加盟していない団体に対し、入会の呼びかけを継続して行う。</p> <p>スポーツ少年団については、団員確保のため、情報発信を強化する。</p> <p>スポーツに苦手意識のある子どもでも体を動かすことの楽しさを体験できる機会を提供する。</p> <p>スポーツ少年団の中学生受け入れを推進する。</p> <p>市補助金の周知を図る。</p> | <p>令和3年度、体育協会の法人化により、「特定非営利活動法人行方市スポーツ協会」を設立、自主運営により事業を行っている。</p> <p>また、中学校部活動の地域移行においては、スポーツ少年団指導者の活用が期待されているが、指導者の善意に頼る形ではなく、しっかりとした報償を支出することが急務である。</p> <p>国も改革推進に向けた新たな指針を策定したことから、国の動向も見ながら指導者や手当の確保・充実に向けて取り組んでもらいたい。</p> |

【今後の方向性】〈必要性・有効性・効率性・達成度〉

拡大(85%以上) 継続(75%) 改善(50%)
縮小(25%) 完了・休廃止(15%以下)

| No. | 担当課 | 事業名 | R7予算 (千円) | R6予算 (千円) | 担当者からの説明 | 課題、対応策、今後の進め方 (担当課) | 教育行政評価委員の意見 |
|-----|---------|----------|--------------|--------------|---|---|--|
| 14 | スポーツ推進室 | 社会体育振興事業 | 4,245 | 4,662 | <p>行方市スポーツ推進計画の基本理念である「誰もが、いつでも、どこでも、いつまでも」スポーツに親しむことのできる「生涯スポーツ社会」の実現と、基本方針「スポーツを通した人ととのつながりと交流の推進」を目的として実施する。</p> <p>これまでに、行方市民総合スポーツ大会、市民運動会、チャレンジデー事業等のスポーツイベントを開催し、スポーツを通した市民交流を推進してきた。また、夢の教室事業では、市内小学5年生を対象に実績のあるアスリートを夢先生（講師）として迎え、体験を伝える授業を実施している。</p> <p>地域スポーツ競技の推進及び奨励を図るため、スポーツ大会出場補助金を交付し、県大会や関東大会、全国大会へ出場する選手・団体等の支援を行っている。令和4年度から市民スポーツの高揚、競技意欲の更なる向上を図るために、補助金額を1.5倍に増額した。また、全国大会上位入賞者に対して、優秀選手奨励金を交付している。</p> | <p>ライフスタイルの変化や少子高齢化による競技人口の減少、参加者の固定化等、参加者がなかなか増加しない現状がある。また、小学校の統合により、スポーツ少年団の団数及び団員数が減少しており、それに伴いスポーツクリニック等に親しむ機会が減少傾向にある。</p> <p>今後は、各事業を市ホームページや広報紙で幅広く市民に周知するとともに、学校や関係団体等へ参加を呼びかけることで、子どもから高齢者、障害がある方も含め、スポーツクリニックへの参加を促し、様々なスポーツ体験や運動機会を提供するとともに、スポーツを通した魅力あるまちづくりを進めるため、社会人団体や大学等との交流事業を継続して実施する。</p> | <p>「みんなのスポーツフェスティバル」は、高齢者・障害のある方を交えて、幅広い世代を対象に様々なスポーツ体験ができるイベントとして実施され、令和6年度は215人の参加があった。</p> <p>「夢の教室」は市内全小学校の5年生に対して、元アスリートを夢先生として派遣し、夢をもつことの大切さを伝えしていく事業である。子どもたちにとって貴重な体験ができる機会となっている。</p> <p>また、県大会や関東大会、全国大会へ出場する選手・団体等の支援を行っている。全国大会上位入賞者に対しても、優秀選手奨励金を交付している。</p> <p>このように、健康づくり、生涯スポーツ社会の実現に向けた取組は大いに評価できる。</p> |

【今後の方向性】〈必要性・有効性・効率性・達成度〉

拡大(85%以上) 継続(75%) 改善(50%)
縮小(25%) 完了・休廃止(15%以下)

| No. | 担当課 | 事業名 | R7予算 (千円) | R6予算 (千円) | 担当者からの説明 | 課題、対応策、今後の進め方 (担当課) | 教育行政評価委員の意見 |
|-----|-------|------------------|--------------|--------------|--|--|--|
| 15 | 学校教育課 | 学校施設管理費 (小学校) | 62,156 | 69,284 | <p>学校施設の中長期的な維持管理等に係るトータルコストの縮減及び予算の平準化を図りつつ、学校施設に求められる機能・性能を確保するため「行方市学校施設長寿命化個別計画」を平成31年3月に策定し、予防保全による安全な施設環境を整備を行い、事故防止に努めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校施設に係る消防設備、電気設備の保守管理及び各種法定点検の実施 ・機械設備、空調設備および浄化槽の保守点検 ・校舎躯体の保守管理（特殊建築物定期検査・打診検査を含む）および校地の緑化管理業務 ・その他施設管理に係る保守点検等 | <p>全ての小学校において長寿命化計画を策定しており、計画に沿って今後のメンテナンスを実施していく。</p> <p>麻生小学校が築49年となり老朽化が著しい。大規模改修を行っているが、新設の学校と比較すると教育環境の差が歴然である。また、空調機設備等の経年劣化が各校において見受けられる。</p> <p>令和6年度に全校で実施した定期調査の結果を踏まえ、安心・安全な教育施設であり続けるために、優先順位を付けて適宜修繕を行っていく。</p> | <p>学校施設は、子どもたちの学ぶ場として、安心・安全・快適な場所でなければならない。</p> <p>全ての小学校において長寿命化計画を策定しており、計画に沿って今後のメンテナンスを実施していくことになっているが、事業概要が多岐にわたり相当な金額になるため、優先順位の決め方が困難を極めると思われる。</p> <p>安全・安心な学校生活の実現に向け、概ね充実した対応がなされていると思われるが、熱中症防止対策や、避難所等として活用を踏まえ、各小学校の空調設備の整備・充実を、計画に沿って円滑に進めていただきたい。</p> |

【今後の方向性】〈必要性・有効性・効率性・達成度〉

拡大(85%以上) 継続(75%) 改善(50%)
縮小(25%) 完了・休廃止(15%以下)

| No. | 担当課 | 事業名 | R7予算 (千円) | R6予算 (千円) | 担当者からの説明 | 課題、対応策、今後の進め方 (担当課) | 教育行政評価委員の意見 |
|-----|-------|------------------|--------------|--------------|--|--|--|
| 16 | 学校教育課 | 学校施設管理費 (中学校) | 50,936 | 77,097 | <p>学校施設の中長期的な維持管理等に係るトータルコストの縮減及び予算の平準化を図りつつ、学校施設に求められる機能・性能を確保するため「行方市学校施設長寿命化個別計画」を平成31年3月に策定し、予防保全による安全な施設環境を整備を行い、事故防止に努めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中学校施設に係る消防設備、電気設備の保守管理及び各種法定点検の実施 ・機械設備、空調設備および浄化槽の保守点検 ・校舎躯体の保守管理（特殊建築物定期検査・打診検査を含む）および校地の緑化管理業務 ・その他施設管理に係る保守点検等 | <p>全ての中学校において長寿命化計画を策定しており、計画に沿って今後のメンテナンスを実施していく。</p> <p>3校とも建築年度が新しいが、年度ごとに修繕箇所が増えている。また、外壁タイルを多用している校舎が多く、経年劣化による剥離（落下）が発生している。</p> <p>令和6年度に全校で実施した定期調査の結果を踏まえ、安心・安全な教育施設であり続けるために、優先順位を付けて適宜修繕を行っていく。</p> | <p>法定点検や軽微な修繕等により、未然に危険箇所等を発見、対応していることで、施設の不良に起因する第三者への損害、生徒の事故は発生していない。このことは、他に誇れる素晴らしい実績である。</p> <p>今後、令和6年度に全校で実施した定期調査の結果を踏まえ、安心・安全な教育施設であり続けるために、計画通り、優先順位を付けて適宜修繕を行っていただきたい。</p> <p>熱中症防止対策を踏まえ、各中学校の空調設備の整備・充実を、計画に沿って円滑に進めていただきたい。</p> |

【今後の方向性】〈必要性・有効性・効率性・達成度〉

拡大(85%以上) 継続(75%) 改善(50%)
縮小(25%) 完了・休廃止(15%以下)

| No. | 担当課 | 事業名 | R7予算 (千円) | R6予算 (千円) | 担当者からの説明 | 課題、対応策、今後の進め方 (担当課) | 教育行政評価委員の意見 |
|-----|-------|----------|--------------|--------------|---|---|---|
| 17 | 学校教育課 | 幼稚園施設管理費 | 12,203 | 12,459 | <p>学校施設の中長期的な維持管理等に係るトータルコストの縮減及び予算の平準化を図りつつ、学校施設に求められる機能・性能を確保するため「行方市学校施設長寿命化個別計画」を平成31年3月に策定し、予防保全による安全な施設環境を整備をおこない、事故防止に努めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園施設に係る消防設備、電気設備の保守管理及び各種法定点検の実施 ・機械設備、空調設備および浄化槽の保守点検 ・校舎躯体の保守管理および校地の緑化管理業務 ・その他施設管理に係る保守点検等 | <p>公立幼稚園適正配置検討委員会の方針により休園となる要素がある中で、既存施設の修繕をどの程度実施するかが課題となっている。また、園児数の減少に伴い、奉仕作業による園舎保守が困難な状況が見受けられる。</p> <p>当面の間は幼稚園3園体制を基本として、関係個所との連絡調整を密に行い、特色を生かした幼児教育の実現に向けて、安心安全に取り組むことのできる教育施設としてあり続けるよう管理していく。</p> <p>将来の見通しとして、3園とも少人数になることが予想される。奉仕作業による園舎保守も困難となってくるため、施設管理等の委託化を進める。</p> | <p>公立幼稚園への入園児が減少する中であるが、住民の多様なニーズを考慮し公立の受け皿を残していくことは必要だと思われる。</p> <p>法定点検や軽微な修繕等を実施しており、未然に危険個所等を発見、対応しているため、施設の不良に起因する園児の事故や停電・断水、第三者への損害は発生していないことは高い評価である。</p> <p>しかし、今後、休園も視野に入れた施設管理等の対応・対策が求められる。適切な維持管理のために、施設管理等の委託化について適切に進めていただきたい。</p> |

【今後の方向性】〈必要性・有効性・効率性・達成度〉

拡大(85%以上) 継続(75%) 改善(50%)
縮小(25%) 完了・休廃止(15%以下)

| No. | 担当課 | 事業名 | R7予算 (千円) | R6予算 (千円) | 担当者からの説明 | 課題、対応策、今後の進め方 (担当課) | 教育行政評価委員の意見 |
|-----|----------|------------|--------------|--------------|--|---|--|
| 18 | 学校給食センター | 給食センター運営事業 | 328,471 | 324,665 | <p>学校給食は、成長期にある児童生徒の心身の健全な発達のため、栄養バランスのとれた豊かな食事を、安全安心に提供することを目的として実施し、地産地消の取り組み、食育の取り組みを進めている。また、児童・生徒数の推移、食数の見込み等を算出し、既存施設の改修・設備更新と統合移転の場合のコストを比較し、給食センターの統廃合に向けて検討を進めており、現在の施設の管理については、厨房・機器等専門の技師による点検を行い、長寿命化を鑑みながら計画的に修繕を行う。また、継続的に栄養管理や衛生管理を進める。令和6年度に調理・配達業務がそれぞれ契約更新となつたが、一層のコスト管理や効率的な施設修繕を引き続き行うことで、次の施設更新へつなげていく。</p> | <p>現在の両センター施設の修繕等については、長寿命化のためにも継続していかなければならない。また、給食センターの施設の構造別(鉄骨造)の耐久年数は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(財務省)等を参照すると、一般的に40年程度とされているが、学校給食調理場は他の施設と異なり、調理場の蒸気や大量の水を使用することから、同じ構造上の施設に比べ耐用年数が20~30年と短くなる。</p> <p>行方市の両センターについても開設時から20年以上が経過していることから、現在の施設管理と平行しながら、概ね10年を目安に「食物アレルギー対応の専門調理室」を完備した施設の更新について進めていく。</p> <p>施設の老朽化、児童生徒数の減少を見据えながら、給食施設のあり方を検討していく時期に入った。しかしながら、子どもたちへの「安全安心な給食の提供」という事業は、今後も継続していく必要がある。</p> | <p>児童生徒の心身の健全な発達のため、栄養バランスのとれた豊かな食事を安全安心に提供することは重要なことであり、おいしくて栄養のある給食の提供は、子どもたちや保護者にとって大変ありがたいものである。</p> <p>「地産地消の取組」「食育の取組」等、児童生徒はもとより、保護者への「食」に対する関心を高める工夫をし、また、親子給食を活用した保護者対象のアンケートを行い献立作成等の参考にするなど建設的に取り組んでいること、また、施設の老朽化に加え、物価の高騰もあり、難しい運営でありながらもセンターの円滑で安全な運営、充実した献立の提供等を進めていることは大いに評価できる。必要な予算確保は不可欠であり、十分な対応を望みたい。</p> |

【今後の方向性】〈必要性・有効性・効率性・達成度〉

拡大(85%以上) 継続(75%) 改善(50%)
縮小(25%) 完了・休廃止(15%以下)

| No. | 担当課 | 事業名 | R7予算 (千円) | R6予算 (千円) | 担当者からの説明 | 課題、対応策、今後の進め方 (担当課) | 教育行政評価委員の意見 |
|-----|-------|------------|--------------|--------------|--|---|--|
| 19 | 生涯学習課 | 文化会館維持管理事業 | 19,997 | 21,595 | <p>地域文化の交流拠点として、平成6年3月に建築。以降、継続して施設及び付属設備の維持管理、改修を実施している。建築基準法の改正（平成26年4月施行）によりホール天井が既存不適格となっているため、天井の耐震化を含む施設大規模改修を行い基準を満たした。大規模改修工事が終了し施設の長寿命化を図ることで、市民が恒久的に文化・芸術を楽しむことができる場として後世につなげていく。</p> <p>自主事業として、芸術鑑賞教室、ジュニアハイスクールコンサートなどを実施している。貸館事業としては、民間企業や市民団体による会議・講演会などのほか、市民の自主的なサークル活動などに利用されている。</p> | <p>芸術鑑賞教室及び一般向け自主事業の内容検討及び予算確保、料金改定に伴う利用者数の減少への対応、大規模改修対象外の備品（マイク、予備用照明器具）等の劣化などが課題となっている。</p> <p>今後は、市文化協会等との協議を実施し、ニーズに沿った内容を検討するとともに、自主事業等（一般市民向け・幼小中学校芸術鑑賞教室）の予算の確保を行っていく。また、ホームページでの周知及びダイレクトメールの発送などにより、利用促進を図っていく。</p> | <p>行方市文化会館は、地域文化の交流拠点として、平成6年3月に建築された。施設の長寿命化を図るために、大規模改修工事を実施したこと、今後、安心・安全に施設が活用できる状態になっている。</p> <p>年間利用者数が改修前と比較すると大幅増となっており、今後、利用促進のためのPR方法の研究をしながら、施設の有効活用並びに利用者数のさらなる増加を目指したい。</p> <p>利用推進と有効な活用のため、課題となっている舞台操作等のマニュアル化については、速やかに対応していただきたい。</p> |

【今後の方向性】〈必要性・有効性・効率性・達成度〉

拡大(85%以上) 継続(75%) 改善(50%)
縮小(25%) 完了・休廃止(15%以下)

| No. | 担当課 | 事業名 | R7予算 (千円) | R6予算 (千円) | 担当者からの説明 | 課題、対応策、今後の進め方 (担当課) | 教育行政評価委員の意見 |
|-----|---------|----------|--------------|--------------|---|---|---|
| 20 | スポーツ推進室 | 体育施設管理事業 | 77,268 | 92,706 | <p>市民のスポーツ及びレクリエーション、その他社会教育の振興を図ることを目的に、各施設において、市民のスポーツニーズに対応した効果的な配置や設備の充実を図るとともに、修繕計画等を作成し、施設の長寿命化を図りながら、維持管理を行っていく。</p> <p>体育施設管理は、本市のスポーツ振興のために必要な事業であり、今後も、老朽化した施設の修繕や設備の更新を計画的に進めながら維持管理を行い、スポーツ環境の充実を図っていく。また、統廃合による効率化や経費削減、利用料の適正な値上げを行い、受益者負担率の向上を図っていく。</p> | <p>記録的な猛暑により、屋内で発生する熱中症事故が大きな問題となっている。そこで、体育館に設置できる最適な空調設備(業務用エアコン)の種類を調査し「換気機能付き空冷一体形空調機」、「空冷ヒートポンプパッケージエアコン」、「移動式エアコン」、「輻射式エアコン」の4方式の比較検討結果が出た。</p> <p>そのほか、市個別施設計画に基づき、必要な改修、設備の更新を行い、施設の長寿命化を図る。</p> <p>施設稼働率の向上を図るため、予約管理システムを導入し、空き状況を可視化するとともに、施設やスポーツ活動に関する情報発信を強化する。</p> <p>広域利用に関する協定(5市町(行方市、石岡市、小美玉市、茨城町、かすみがうら市)市内料金扱い)について周知し、近隣市の利用者を獲得する。</p> | <p>市民が身近にスポーツに親しみ、競技水準の向上を図ることができるように、スポーツ施設の整備や、運用の改善に努めることは必要なことである。</p> <p>体育館は直射日光により建物が温められるため通気を行つても室温が高く熱気がこもりやすい。日射のない室内でも湿度が高ければ熱中症の危険性が高まるため、スポーツ施設の空調設備の設置は急務の課題となっている。</p> <p>また、野外施設についてイノシシの被害が出てきているため、イノシシが侵入できないような対応策が必要である。</p> <p>海洋センタープールについては、市内小・中学校が、水泳授業等で活用していることから、速やかな対応、整備が不可欠である。</p> <p>今後も、計画に沿った適正な維持管理、環境整備を進めていただきたい。</p> |

【今後の方向性】〈必要性・有効性・効率性・達成度〉

拡大(85%以上) 継続(75%) 改善(50%)
縮小(25%) 完了・休廃止(15%以下)

評価及び意見のまとめ

私たちの住む行方市は、豊かな自然と肥沃な大地に恵まれ、歴史と文化を尊重し育みながら、社会の変化に柔軟に対応して歩んできました。しかし、少子高齢化や物価高騰などに起因する厳しい財政状況の中、急速な社会的変化とともに、市民のライフスタイルや価値観も多様化するなど、私たちを取り巻く環境も大きく変化してきています。

社会情勢の変化や教育ニーズの多様化などにより、教育をめぐる様々な課題が顕在化している中、その中核を担う教育委員会においては、これまで以上に学校や家庭、地域、企業などと一体となった取組が求められています。

令和6年度、学校教育分野については、英語教育や国際理解教育が重要視されているなか、本市とオーストラリアの小学生同士が交流を深め、言語や生活習慣、文化、価値観の違いを体感しました。これが自国や郷土の文化を見直す契機となり、多様な考え方を尊重する心が育まれました。中学生については、オンライン英会話に取り組み、リスニング力やスピーキング力が磨かれました。意見を英語で伝える経験を積んだことで英語への抵抗感がなくなり、自信を持って話すことができるようになりました。

また、不登校対策の一環として、中学校に校内フリースクールを設置しました。フリースクールは不登校の問題をただ解決する場ではなく、「生徒一人ひとりの個別のニーズに寄り添い、未来への自信と希望を育む場」としての役割を果たしています。

生涯学習分野については、文化会館の大規模改修終了が、市民にとってより身近で親しみやすい施設へと生まれ変わる重要なステップとなりました。今後、文化・芸術活動の発展、環境配慮、交流の推進など、さまざまな成果が期待されます。

また、「みんなのスポーツフェスティバル」を実施し、高齢者や障がい者がイベントに積極的に参加することで、「誰もが参加できる社会」の実現に一歩近づきました。スポーツを通じた交流が活発化することで、異なる世代や立場の人々が気軽に積極的な交流を図る場が生まれ、地域住民の絆が育まれました。

今後とも、この点検・評価の結果を踏まえ、本市の教育を担う責務を十分に認識し、常に教育行政の根本に立ち返り、社会情勢や新たな教育ニーズに応じた効果的な施策の展開に努め、全ての人が「いつでも・どこでも・だれでも」学ぶことのできる質の高い教育環境の整備に向け、より一層の事業改善を図りながら教育行政を推進されることを求めるものです。

令和7年12月

行方市教育行政評価委員会